

令和 6年度

事務事業評価表 (令和 5年度 の実績評価)

記入年月日
令和 6 年 4 月 10 日

事務事業名		空き家対策事業				事業区分		担当	
						新規/継続	継続	事務事業No.	050202000697
						単独/補助	単独	所属課	060201 都市整備課
政策体系	総合計画の施策名	0502 景観の良い住環境の保全						課長名	
	政策名	05 快適な暮らしのまちづくり						グループ	空家対策室
	施策名	02 景観の良い住環境の保全						担当者名	
	手段名	02 ②定住・空き家支援の推進							
財務会計上の位置付け						事業期間			
予算科目	会計	款	項	目	事業	細	一般会計		
	01	08	04	01	06	00	単年度繰返し (平成25年度~)		
						空家対策事業			
法令根拠						空家等対策の推進に関する特別措置法、桜川市空家等の適正管理に関する条例及び施行規則			

【Do】 1. 事務事業の現状把握 (その1)

(1) 事務事業の概要	
手段	①事務事業の概要 (事務事業の全体像) 【事務事業の内容】 桜川市空家等対策計画に基づき、空家等対策の推進及び空家等の活用の促進を図ることにより、市民が安全に安心して暮らすことができる生活環境を確保するとともに、地域社会の活性化に寄与することを目的として事業を行ないます。 事業項目 ・空家等に関する相談対応 ・空家等発生の抑制 ・空家等の適正管理の啓発 ・空家等の利活用促進
	②担当者が行う業務の内容・やり方・手順 空家等に関する相談対応 空家等台帳の整備 桜川市空家バンクに関する事務 桜川市空家等対策計画に関する事務 桜川市空家対策協議会に関する事務

(2) 事務事業の手段・対象・意図と各指標、指標値の推移

①手段 (担当者の活動内容)	④活動指標 (活動量を表す指標)	単位	04年度	05年度	06年度	07年度	08年度
			(実績)	(実績)	(計画)	(目標)	(目標)
<ul style="list-style-type: none"> 空家に関する相談 台帳整備による空家等情報の管理 空家等の所有者に対して適切な管理を促す 空家等の発生抑制及び利活用促進 	空家に関する相談件数	回	38.00	38.00	30.00	29.00	29.00
	空家等所有者に対して適正管理を促した件数	件	32.00	12.00	30.00	29.00	29.00
			0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
			0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
②対象 (誰、何を対象にしているのか)	⑤対象指標 (対象の大きさを表す指標)	単位	04年度	05年度	06年度	07年度	08年度
適正管理がなされていない空家	市内空家数 (空家台帳登録数)	棟	669.00	681.00	669.00	669.00	669.00
	改善空家数 (適正管理を促し改善がなされた件数)	棟	2.00	3.00	4.00	4.00	4.00
			0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
③意図 (この事業によって対象をどう変えるのか)	⑥成果指標 (対象における意図の達成度を表す指標)	単位	04年度	05年度	06年度	07年度	08年度
(所有者による) 適正管理を促す	改善率 (改善空家数/適正管理を促した件数)	%	6.25	7.89	13.30	13.70	13.70
			0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
			0.00	0.00	0.00	0.00	0.00

(3) 投入量 (事業費) の推移

投入量	事業費	財源内訳	単位	04年度	05年度	06年度	07年度	08年度	期間限定 総投入量
				(実績)	(実績)	(計画)	(目標)	(目標)	
		国庫支出金	千円	0	0	3,440			
		県支出金	千円	0	0	0			
		地方債	千円	0	0	0			
		使用料・手数料	千円	0	0	0			
		その他	千円	0	0	0			
		一般財源	千円	21	1,109	9,342			
		事業費計 (A)	千円	21	1,109	12,782			
		正規職員従事人数	人	2.00人	2.00人	2.00人			

事業費の内訳	05年度事業費 実績 (千円)			06年度事業費 予算 (千円)		
	科目	金額		科目	金額	
01 報酬	693		01 報酬	1,971		
03 職員手当等	49		03 職員手当等	702		
08 旅費	39		07 報償費	143		
10 需用費	293		08 旅費	172		
11 役務費	35		10 需用費	367		
			12 委託料	6,985		
			14 工事請負費	2,332		
			15 原材料費	10		
			18 負担金補助及び交付金	100		
		合計	1,109		合計	12,782

(4) 当該年度の実施内容

当該年度の実施内容	06年度の事業内容	07年度の事業内容	08年度の事業内容
※年度ごとに事業内容を記入する	空家等の適正管理、空家バンク、空家対策協議会に関するものに加えて、管理不全空家に対する指導・勧告、市内空家の全数調査、西小鳩特定空家の解体。支援法人の指定、空家除却解体助成制度の準備を進める。	基本前年度と同様だが、前年度に制定した新制度を実施する。	前年度と同様。

事務事業名	空き家対策事業	事務事業No.	50202000697	所属課	都市整備課
(5) この事務事業を開始したきっかけは、いつ頃どんな経緯で開始されたのか？ 開始時期あるいは5年前と比べてどう変わったのか？					
平成26年に「空家等対策の推進に関する特別措置法」が施行され、市町村は空家等対策計画の作成及びこれに基づく空家等に関する対策の実施することと空家等に関する必要な措置を適切に講ずるよう努めることが定められた。 桜川市では平成29年に桜川市空家対策計画を策定、平成30年に「桜川市空き家等の適正管理に関する条例」を制定した。令和5年に桜川市空家等対策計画（第二期）を策定した。					
(6) この事務事業に対して関係者（住民、議会、事業対象者、利害関係者）からどんな意見や要望が寄せられているか？					
空家は近年社会問題化され、一般市民にとって大きな関心事項となっており、適正管理されていない空家について近隣住民から相談が多く寄せられている。					

【See】 2. 評価の部 *原則は事前評価。

評価項目	
改革改善を行う	①政策体系との整合性（この事務事業の目的は市の政策体系に結びつくか？意図することが結果に結びついているか？） <input checked="" type="checkbox"/> 結びついている 市民の安全安心な暮らしと生活環境の確保、住環境の維持と景観の向上に結びつく。
	②公共関与の妥当性（なぜこの事業を市が行わなければならないのか？税金を投入して、達成する目的か？）（法定受託事業はその名称） <input checked="" type="checkbox"/> 妥当である 空家等対策の推進に関する特別措置法により、市町村は空家等対策計画の作成及びこれに基づく空家等に関する対策の実施その他の空家等に関する必要な措置を適切に講ずるよう努めるものとされている。
有効性	③成果の向上余地（成果を向上させる余地はあるか？成果の現状水準とあるべき水準との差異はないか？何が原因で成果向上が期待できないのか？） <input checked="" type="checkbox"/> 向上余地がある 空家問題は一般市民にとって大きな関心事項となっており、今後、社会的な圧力が高まり空家等所有者の適正管理に対する意識も高まっていく可能性がある。
	④廃止・休止の成果への影響（事務事業を廃止・休止した場合の影響の有無とその内容は？） <input checked="" type="checkbox"/> 影響有 法律に基づく事務のため廃止は不可。
	⑤類似事業との統廃合・連携の可能性（類似事業や統廃合の可能性はありますか？（市以外の取り組みも含む）） （他に手段がある場合）⇒ 具体的な手段、事務事業名 定住促進事業、伝達事業他 <input checked="" type="checkbox"/> 連携ができる 空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき施行しており類似事業はない。定住促進事業や伝達事業等の事務と連携させることで、有効性を向上できる可能性がある。
効率性	⑥事業費・人件費の削減余地（成果を下げずに事業費を削減できないか？やり方を工夫して延べ業務事業を削減できないか？） <input checked="" type="checkbox"/> 削減余地がない 空家問題は一般市民にとって大きな関心事項となっており、関係法令も改正され、求められる業務量は拡大する可能性が高く、費用、人ともに削減の余地はない。
公平性	⑦受益機会・費用負担の適正化余地（事業の内容が一部の受益者に偏っていて不公平ではないか？受益者負担が公平・公正になっているか？） <input checked="" type="checkbox"/> 公正・公平である 適正管理がなされていない空家はその所有者だけでなく、周辺住民を巻き込んだ問題となりうる。これに対策を講じることは公共の利益に通ずる。

【Plan】 3. 評価結果の総括と今後の方向性（次年度計画と予算への反映）

(1) 1次評価者としての評価結果		(2) 全体総括（振り返り、反省点）																						
①目的妥当性 <input checked="" type="checkbox"/> 適切 <input type="checkbox"/> 見直し余地あり	⇒	住民からの相談に基づき現地調査を実施して空家台帳を整備し、適正管理がなされていない空家等の所有者に対しては助言や指導を行なっているが、改善が行われない空家等も散見されるため、対策を検討する必要がある。																						
②有効性 <input type="checkbox"/> 適切 <input checked="" type="checkbox"/> 見直し余地あり																								
③効率性 <input checked="" type="checkbox"/> 適切 <input type="checkbox"/> 見直し余地あり																								
④公平性 <input checked="" type="checkbox"/> 適切 <input type="checkbox"/> 見直し余地あり																								
(3) 今後の事業の方向性		(4) 改革・改善による期待成果 （終了・廃止・休止の場合は記入不要）																						
<input type="checkbox"/> 終了 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 → <input checked="" type="checkbox"/> 改革改善を行う → <input type="checkbox"/> 現状維持 <input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> 休止 → <input type="checkbox"/> 現状維持		（複数回答可） <input type="checkbox"/> 目的の再設定 <input type="checkbox"/> 効率性の改善 <input checked="" type="checkbox"/> 有効性の改善 <input type="checkbox"/> 公平性の改善 <input type="checkbox"/> 統廃合ができる <input checked="" type="checkbox"/> 連携ができる																						
(5) 改革、改善を実現する上で解決すべき課題（壁）とその解決策 空家特措法が改正され、管理不全空家に対する指導・勧告、支援法人の指名、除却助成等実施できる施策が拡大された。 それを踏まえて、条例、制度、要綱の改定や新設が必要になった。		<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2"></th> <th colspan="3">コスト</th> </tr> <tr> <th>削減</th> <th>維持</th> <th>増加</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <th rowspan="3">成果</th> <th>向上</th> <td></td> <td></td> <td>○</td> </tr> <tr> <th>維持</th> <td></td> <td></td> <td>×</td> </tr> <tr> <th>低下</th> <td></td> <td></td> <td>×</td> </tr> </tbody> </table>				コスト			削減	維持	増加	成果	向上			○	維持			×	低下			×
		コスト																						
		削減	維持	増加																				
成果	向上			○																				
	維持			×																				
	低下			×																				
(6) 事務事業優先度評価結果		成果優先度評価結果 ①																						

【Check】 4. 確認及び改革改善に向けての指摘事項

(1) 課長評価	(2) 部長確認及び評価（課長評価により、C、D判定及び確認が必要な場合）
課長確認後の評価 <input checked="" type="checkbox"/> B A：継続（現状維持） C：終了、廃止、休止 B：継続（改革改善を行う） D：2次評価へ提出	確認欄 <input type="checkbox"/>